

滋賀県立総合病院医療機器修理費用補償サービス契約仕様書

1 契約の目的

この契約は、医療機器保守費用の削減の一環として滋賀県立総合病院（以下、「甲」という。）がメーカー等に委託するフルメンテナンス契約を定期点検契約に変更することにより新たに生じうる突発的な修理費用の負担を平準化することを目的とし、契約期間中に対象医療機器に故障が生じた場合は契約相手方（以下、「乙」という。）がその修理費用を補償するものとする。

2 対象医療機器内容

この契約の対象とする医療機器は別紙のとおり。

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 補償対象

当該機器の電氣的・機械的不具合に対する復旧修理作業の費用損害を補償する。

- 1) ショート、スパーク、アーク、過電流
- 2) 機器内部部品の発火、ギア破損
- 3) 機能に支障をきたす不作動、異常作動、性能不発揮等に対する復旧修理作業など
※夜間休日対応含む（点検時は除く）

上記3点以外があれば、乙が、甲に対して、別途委細説明を行うものとする。

5 主な免責事由

- 1) 保守業者判断において修理の必要性が示されない修理(部品のついで交換)
- 2) 定期交換部品、消耗品(バッテリーやベルト等)の交換
- 3) 技術変更、バージョンアップ等(ソフトウェア関係)
- 4) 天災等の外部的な要因(一般的な火災保険等の補償対応範囲) など

上記4点以外があれば、乙が、甲に対して、別途委細説明を行うものとする。

6 保険金の支払い

(1) 故障の発生から保険金の支払いまでの流れは以下のとおりとする。

- 1) 甲から機器メーカーに修理を依頼し、修理を実施する。
- 2) 修理後、甲は、保険算定に必要な書類（修理作業報告書。修理費用明細書または見積書、請求書等。損害部分および部品交換部分の写真など）を乙に提出する。
- 3) 乙は、修理内容を精査し、乙（または乙が契約する保険会社）から甲に保険金を支払う。

- (2) 乙は、保険算定に必要な書類を精査した結果、修理費用の全部または一部について保険金の支払いに応じない事由があると判断した場合は、その理由を速やかに甲に通知するものとする。

6 付帯サービス

- (1) 乙は、甲の保守費用削減のため、以下の付帯サービスを提供するものとする。
- 1) 対象医療機器の修理費に係る価格交渉
メーカーの修理見積額が、適正な価格でないと判断できる場合は、メーカーとの価格交渉に協力すること（適正金額の情報提供および価格交渉時の同席など）。
 - 2) 次年度定期点検契約に係る価格交渉
次年度に、フルメンテナンス契約から定期点検契約および修理補償サービス契約への変更を予定する医療機器について、メーカーとの価格交渉に協力すること（適正金額の情報提供および価格交渉時の同席など）。
 - 3) フルメンテナンス契約に変更する際のメーカー交渉
甲が、対象機器の定期点検契約を契約期間中または翌年度からフルメンテナンス契約に変更することとした際、メーカーがフルメンテナンス契約の締結に応じない場合は、メーカーとの契約交渉に協力すること（交渉時の同席など）。ただし、納入後 10 年を経過する医療機器についてはこの限りでない。
 - 4) 故障内容の分析
契約期間中に発生した修理実績をもとに、故障内容の傾向を分析し、資料として提出すること。
- (2) 前項第 1 号から第 4 号に定める交渉は、原則として甲の施設で行うものとする。
- (3) 付帯サービスに係る費用は、契約金額に含むものとする。

7 委託料の支払い

委託料には、補償サービス保険料（以下「保険料」という。消費税および地方消費税は非課税。）と管理料（消費税および地方消費税は課税。）を含むものとする。

1, X線一般撮影システム

対象機器：BENE0_Fx 一式（富士フィルムメディカル社製）

補償サービス内容：点検時、修理時に発生した修理費用

※X線管球、消耗品は含まない

2, X線循環器診断システム

対象機器：INFX-8000V/N7、XMEZ-LMM021/A1 一式（キヤノン社製）

補償サービス内容：点検時、修理時に発生した修理費用（XMEZ-LMM021/A1のみ）

※高額消耗品とINFX-8000V/N7の修理費用は全て除く

3, 超電導磁気共鳴診断装置

対象機器：InitialIngenia3.0T（フィリップス・ジャパン社製）

補償サービス内容：点検時、修理時に発生した修理費用